

北広島町の義務教育振興計画にかかる
短期的・中長期的な基本的事項について
【答申】

平成20年3月

北広島町義務教育振興プラン策定検討委員会

1	はじめに	1
2	北広島町の義務教育の課題	3
3	義務教育の目標・理念や基本的な方向性	4
4	具体的な教育方策	8
	（ 1 ）質的な教育方策等	8
	（ 2 ）適正規模・適正配置方策	9
	（ 3 ）教育施設の整備方策	12
5	おわりに	13

1 はじめに

北広島町は平成 17 年 2 月の合併^{*1}により，小学校が 17 校，中学校が 4 校となった。小学校では，児童数が 50 人以下の小規模校が半数以上^{資料編 2p}を占めるなど，1 校あたりの児童生徒数は，県内平均と比較し大幅に少なく^{資料編 6p}，小規模教育が充実している。

また，本町の小・中学校では，平成 19 年度からは「通学区域弾力化制度」^{*2}の導入により，保護者や児童・生徒が主体的に学校を選べるようになり，各学校において「特色ある学校づくり」が進められている。

このような状況のなかで，少子化の傾向は今後も続くことが予想されている。

子どもたちは，集団生活の中で切磋琢磨し，基礎・基本の学力の定着・向上を図るとともに，社会性を培い，成長していくべきある。小・中学校の小規模化のさらなる進行は，学校教育や学校生活，さらには学校運営など様々な面に影響を及ぼすと考えられる。

また，小・中学校の校舎には，建築後 30 年以上経過した学校^{資料編 6p,9p}や，耐震補強が必要な学校もあり，今後校舎の改築や耐震補強についても，検討が必要である。

本委員会は，平成 19 年 7 月 20 日に北広島町教育委員会から以下の事項について諮問^{資料編 32p}を受けた。

- 1．義務教育の目標・理念や基本的な方向性
- 2．具体的な教育方策
 - (1) 保育所・小中学校・高等学校連携，2 学期制，小中一貫校等
 - (2) 教育条件・教育活動方策（学校の適正規模・適正配置等）
 - (3) 教育施設の整備方策（安全な学校校舎，給食設備等）

^{*1} 【平成 17 年 2 月の合併】

北広島町は，平成 17 年 2 月 1 日，芸北町，大朝町，千代田町，豊平町の 4 つの町が合併し発足した。

^{*2} 【通学区域弾力化制度】

教育委員会では，児童生徒が学校に通学する区域を定めているが，保護者（児童）の希望により就学する学校を選択できる制度。北広島町では平成 19 年度から実施，小学校入学時・5 年生転学時・中学校新 1 年生時に事前申請を行なう。

本委員会では、平成20年1月までに5回の会議を開催し、議論を重ねてきた。会議では、教育基本法の改正・学習指導要領の改定などの国の方向性や、義務教育に関する国内外の研究事例など、義務教育に関する大きな潮流を踏まえるとともに、北広島町の学校の現状、児童・生徒数の推移と将来推計、学校施設の状況、類似都市事例等を参考としながら検討を行い、答申をまとめた。

さらに、答申は、町民の意志・要望を斟酌して、答申を求めようとの考えから、平成20年1月から2月にかけて、本委員会が主催する地域説明会を4地域で開催した。地域説明会では、答申案の概要を町民に説明し、それに対する意見^{資料編 35p～}を求めた。

委員会では、地域説明会で出された意見の内容も踏まえ、慎重に審議し、最終的な検討を行った。

ここに、検討結果をとりまとめ、答申するものである。

平成20年3月26日

北広島町義務教育振興プラン策定委員会
委員長 二宮 皓

2 北広島町の義務教育の課題

本委員会では、諮問をうけた事項について検討するにあたり、北広島町の義務教育の主要課題を以下のとおりまとめた。

(1) 教育の質的な課題

基礎的学力の一層の定着向上が強く求められている。

児童・生徒数の減少に伴い、小規模校、複式学級が増え、社会性や連帯性などを育成するための集団的な活動などが充分に行えない場合がある。

時代の変化に柔軟に対応できる“たくましく生きる力”の育成が必要である。

郷土芸能、自然環境学習など地域の個性を活かした教育の充実と基礎的学力育成の両立が求められている。

不登校の問題、生活指導の問題、いじめなどの問題への対処が必要である。

人口減少・少子化・核家族化に伴う家庭や地域教育力の低下が懸念されている。

教職員が能力を發揮できる環境づくりが求められている。

(2) 施設・設備・通学上の課題

老朽化する学校施設が多く、安全面、財政面からの対応が必要である。

社会の変化に対応した、情報関連等の設備の充実が急務である。

町域が広く、通学が遠距離となる児童・生徒がいることから、児童・生徒の体力や安全に配慮した通学方法の検討が必要である。

3 義務教育の目標・理念や基本的な方向性

(基本理念)

北広島町長期総合計画（平成 19 年 3 月策定）では，教育分野のまちづくりの方向として「ともに学び，ともに輝くまちづくり」を掲げている。

義務教育は，人格の完成，国家社会の形成者の育成を目指し子どもたちが人間として一生を通して学び，成長していくための基礎づくりといえる。したがって，義務教育の柱は，「基礎学力の定着・向上」と同年齢・異年齢の集団を生かした「社会性の育成」である。また，義務教育では，これらの基礎・基本を土台としながら，将来の社会・経済・環境などさまざまな変化に対応しながら，たくましく生きる力をつけさせることが必要である。

教育基本法の改正（平成 18 年 12 月），学習指導要領の改定等（平成 20 年 1 月）をみると，豊かな心の育成のため，伝統や文化，道德教育の充実が必要との方向が示されている。また，健康や安心・安全面については，地域社会の連携強化の必要性が述べられるなど，今後の義務教育は，今まで以上に，学校・家庭・地域との関わりが重要となると考えられる。

北広島町において誇れる教育資源は，地域の恵まれた自然，伝統，歴史文化や，人・地域とのつながりである。

北広島町の義務教育では，子どもたち一人ひとりが，地域の特性を活かした教育環境の中で，地域を愛する心を持ち，人や文化とのふれあいから，たくましく成長してほしいという願いをこめ，

「豊かな人間性と文化をはぐくみ，一人ひとりが輝く義務教育の実現」

を基本理念とする。

(義務教育の目標)

義務教育の目標は、次の5つとする。

確かな学力をつける

児童・生徒本人が将来の夢や目標を実現できるよう、児童・生徒一人ひとりが「確かな学力」を身につけることを目標とする。

ふるさとを愛する心を育てる

本町では、少子高齢化や過疎化が進行している。将来の地域づくりのため、ふるさとへの理解と愛情を持った子どもたちを育てていくことを目標とする。

健康で心豊かな人間を育てる

生命の大切さ、尊さを学び、美しいものに感動したり、他人を思いやる等の豊かな心と、心身ともに健やかな子どもの育成を目標とする。

社会の変化に対応でき、意欲と活力をもって生きる力を培う

児童・生徒一人ひとりが、多様な人間関係や、体験活動等を通じ、コミュニケーション能力を身につけ、たくましく生きる力を培うことを目標とする。

安心・安全な環境の確保

子どもが事件や事故に巻き込まれないように、学校施設や周辺環境など、安心して学べる環境を確保することを目標とする。

(基本的な方向性)

義務教育の基本的な方向性については、以下の 11 項目を提案する。

- 1 . 基礎・基本の学力の定着・向上
 - ・ 基礎・基本の学力が着実に身につくよう個々に応じた細かな指導を行う。
 - ・ 基礎・基本の指導を通じて、児童生徒に「分かること」「考えること」「活用すること」の楽しさを教える。
- 2 . 家庭・地域における教育力の強化，学校との連携強化
 - ・ 学校と家庭，地域が連携協力し，生きる力を総合的につけるための，基本的な生活習慣（規範意識，自立心，食生活，挨拶など）が身につくよう支援する。
 - ・ P T A 活動や地域活動を充実し，児童生徒の安全確保や交流活動，相談活動などにおいて，学校・家庭・地域の連携を強化する。
- 3 . 郷土を愛し，地域を担う人材の育成
 - ・ 地域の自然，歴史文化，芸能を取り入れた総合的な学習や，郷土学習を継続する。
 - ・ 地域住民の学校活動への参加機会，児童生徒との交流機会を積極的に作り，郷土に愛と誇りを持ち，伝統や文化を尊重する心情と態度を育てる。
- 4 . 保・小・中・高の連携教育の推進
 - ・ 幼児と児童の交流，児童と生徒の交流など，異年齢集団での活動により，多様な関係が築けるようにする。
 - ・ 教職員同士の連携により，児童生徒の理解を深め，教職員相互の指導力向上を図る。
 - ・ 心身の成長発達過程と教育制度のギャップなど，進学時の教育環境の変化にスムーズに対応できるようにする。
- 5 . 豊かな心，健やかな身体，たくましく生きる力の育成
 - ・ 体験活動，ボランティア活動の充実により，心の教育や道徳教育を行う。
 - ・ 外遊びの推進やスキーなど地域の資源を活用したスポーツ活動

の充実により元気な子どもを育てる。

- ・ 学校・家庭・地域が連携し、情報化、国際化、キャリア教育など、産業構造や社会環境の変化にも対応できる力を身につけさせる。
- ・ 生徒指導上の諸問題やいじめに対応するため、組織的な連携、指導体制の充実を図る。
- ・ 安全な学校給食の実施や家庭・地域と連携して食育の推進に取り組む。
- ・ 豊かな人間形成を図るため、読書活動を推進する。

6．特別支援教育の充実

- ・ 障害や発達障害のある児童生徒一人ひとりに対する特別支援教育の充実、支援体制を確立する。

7．学校経営の基盤強化

- ・ 校長を中心とした組織的な学校体制づくりを図る。
- ・ 情報公開を積極的に行い、説明責任をはたす学校づくりに努める。

8．中学校教育の特色づくり・魅力づくり

- ・ 地域の優れた人材を活用し、キャリア教育や部活動等の充実により、中学校の魅力化を図る。
- ・ 英語力、言語力などの育成により、グローバル化に対応できる、「北広島っ子」を育てる。

9．教職員の資質・指導力の向上

- ・ 指導内容の専門性を高め、授業力を向上させるため、教職員の研究や研修を支援する。
- ・ 研究会等の組織の活性化を図り、教職員の能力向上や交流ができる場をつくる。

10．学校施設の整備と学校規模の適正化

- ・ 耐震化優先度調査などの結果を考慮し、バリアフリー化や安全性に配慮した学校施設の整備を進める。
- ・ 望ましい教育環境のあり方や将来の児童生徒数などを踏まえ、学校規模の適正化に取り組む。
- ・ 学校備品については、既存の備品を有効活用するとともに、IT関連備品等、時代の変化に対応するため充実を図っていく。

1 1 . 児童・生徒の安心と安全の確保

- ・ 基本的な安全行動が着実に身につくよう，交通安全教育，防災教育，防犯教育に努めるとともに情報モラルの徹底を図る。
- ・ 健康保健面については，家庭で基本的な生活リズムの習慣を確立させるとともに，地域での安全・安心な教育環境づくりに努める。

4 具体的な教育方策

(1) 質的な教育方策等

保育所等・小中学校・高等学校連携

保育所（こども園）と小学校との適切な連携は，就学前の子どもの小学校への就学がスムーズに行われるなどの効果がある。本町においては，概ね小学校区を単位とする地域内の小学校と保育所等が連携を図り，幼児・児童や教職員らの交流を進めていくことが望ましい。

中学校と高等学校の連携については，現在，芸北中学校と加計高校芸北分校において行われ，特に中学生への教育効果が大きいことから，千代田高校についても創造的な連携を進めていくことが望ましい。また，広島県新庄学園との連携方策についても今後，検討していく必要がある。

小中一貫校等

小学校と中学校の連携については，芸北地域が，文部科学省の研究開発学校に指定され，保（幼）・小・中・高の連携教育のあり方の研究を行なった。また，大朝地域は「北広島町小中一貫教育推進モデル地域」に指定（平成 19，20 年度）されている。小中一貫教育・連携教育は，小中学校の学校文化の相互理解を深めるとともに教職員の連帯を高め，児童生徒理解を共有することを通して，小学校，中学校の 9 年間を見通した質の高い教育が期待できる。

北広島町では，芸北，大朝，千代田，豊平の各地域に 1 校の中学校があるが，千代田地域を除く 3 中学校は，生徒人数が少なく 1 学年 1 学級（平成 19 年度）の学校である。また，本町の小学校では，全学校で 1 学年複数学級の編制でないことから，最適な集団の機能を生かして活動する機会の確保や児童・生徒の交流，教員の切磋琢磨する場の設定や適切な学校経営並びに

学校運営の視点から小中一貫教育・連携教育の導入は利点が大きいと考えられる。

2 学期制

小学校・中学校は現在 3 学期制であるが、近年、広島県内においても 2 学期制を導入する自治体や学校^{資料編 26p}が増えている。2 学期制のメリットは、各学期がこれまでより、長い期間となることから、ゆとりをもった学習の取り組みが可能になることである。一方で、学校評価の回数が減ることに対して保護者の不安があるなどデメリットもある。さらに、2 学期制は校長の裁量で学校ごとに設定できるが、同じ町内はもちろんであるが、近隣の市町においても、2 学期制の学校と 3 学期制の学校が混在すると、スポーツ大会をはじめ地域全体行事の日程調整等が複雑になる等の具体的な課題の指摘もある。

したがって、本町においては、今後、児童・生徒や保護者に「2 学期制」の内容について周知を図り、住民の意向も踏まえながら、導入については慎重に検討していくべきである。

(2) 適正規模・適正配置方策

学校の適正規模

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」など教育関係法令においては、適切な学校の規模として、小学校では、各学年 2 学級から 3 学級、中学校では各学年 4 学級から 6 学級とされている。

しかし、本町は、小学校、中学校とも小規模校が多く、特に、小学校においては、全 17 小学校のうち、10 校が複式学級であることなどを踏まえると、教育関係法令で適切とされる規模は、本町の実態においては、ふさわしくないと判断した。

小学校では、教育目標を達成するため、教職員の適正な配置、教育内容と指導の充実、施設設備の整備等の教育条件、教育環境を最適にするために、複式学級より単独学級の編成が望ましいと考える。本町では、複式学級が解消できる規模として、1 学級あたり 20～30 人を適正な規模とし、1 学年 1

学級（学校あたり6学級）を確保していくことが望まれる。しかしながら、少子化の状況や地理的条件などにより、1学級20～30人の規模確保が難しい場合もあることから、一部の地域では、「1学級10人程度」の規模をめやすとする。ただし、「1学級10人程度」の規模となる学校においても、同学年の集団活動の機会をできるだけ確保できるよう、近隣地域の学校との連携により、共同授業の実施、合同行事の開催等を検討するなどの配慮が望まれる。

中学校の規模については、現状は、千代田中学校が1学年あたり複数学級を編成し、芸北中学校、大朝中学校、豊平中学校については1学年1学級（平成19年度）である。本町では、小学校を単一学級か複数学年の1学級で過ごすことから、中学校では、クラス替えにより様々な体験の機会や多様な人間関係の形成を進め、「生きる力」の育成を図るため、クラス替えが可能な1学年複数学級（学校あたり6学級）の確保が適正規模と考える。1学級あたりの人数は20～30人が適正と考える。

北広島町における町立小中学校の適正規模に関する考え方（案）

小学校

適正規模の範囲	1学級	1学年	1学校
北広島町	20人～30人 （一部では10人）	1学級～	6学級以上
国（標準） ^{*3}	～40人	2～3学級	12～18学級

中学校

適正規模の範囲	1学級	1学年	1学校
北広島町	20人～30人	2学級程度	6学級程度
国（標準）	～40人	4～6学級	12～18学級

北広島町における望ましい学校規模

小学校は6学級以上（1学年あたり1学級以上）
 1学級あたり児童数は、20人～30人
 中学校は6学級以上（1学年あたり2学級以上）
 1学級あたり児童数は、20人～30人

^{*3} 【国（標準）】
 学校教育法施行規則による規模

学校の適正配置

本町の学校の適正規模として、小学校、中学校とも、学校あたり6学級が望ましいとした。今後、この基準を目標として、学校規模の適正化に取り組む必要がある。

本町における適正配置の手法としては「学校の統合・廃止」が考えられる。

小学校については、短期的には、隣接する2～3校の統合・廃止を検討するなどし、複式学級の解消をめざす。中・長期的には、中学校との連携や、小中一貫教育を見据え、通学条件などを整備し、1地域1小学校(6学級以上)について検討する必要がある。

なお、「学校の統合・廃止」にあたっては、児童の通学の負担を軽減するため、スクールバス、デマンドバスの運行や通学補助など適切な措置をとることや、雪対策など、地域の自然条件、地理条件を踏まえた安全、防犯対策の充実が必要である。

さらに、廃校に伴って、対象となる小学校の「特色ある取り組み」は統合される小学校の特色として継続していくべきである。また、これまで小学校が果たしていた地域の拠点としての機能が損なわれないよう、学校施設の有効活用について地域と行政が協議し、地域の文化、学習、交流活動を継続していくことが望ましい。

中学校については、望ましい規模を確保するには、統合・廃止が必要であるものの、現状において、1地域1中学校の配置であり、適正規模の確保を優先するより、当面は、地域の拠点機能としての役割を果たしながら、学校・保護者・地域が連携し、活力ある中学校づくりに取り組むことが重要であると考えらる。

(3) 教育施設の整備方策

安全な学校校舎

学校校舎は、児童・生徒が学習・生活を行う場であると同時に、地域の生涯学習やまちづくり活動の場であり、災害時には、地域の避難所となるなど多様な役割を担っている。

本町の学校施設については、昭和40年代、50年代など、建築基準法による新耐震基準制度の導入前に建てられた学校も多くあり、対象となる全学校において、耐震補強を実施し、早急に安全性を確保すべきである。

また、学校校舎は、施設を利用するすべての人が、安全・快適に過ごせる空間であることが望ましいことから、今後、バリアフリー化等を計画的に進めていく必要がある。

なお、前述の「学校の統合・廃止」については、施設の老朽度も検討指標とすべきである。

給食設備

近年は、食の安全を揺るがす事件や事故が多発しており、給食設備は、安全な食材の確保や衛生管理など、食の安全の徹底を図ることが重要である。給食設備については、北広島町合併後の統一が図られておらず、芸北地域、千代田地域では自校方式、大朝地域、豊平地域ではセンター方式となっている。

既存の給食設備には、老朽化する施設もあることから、効率的な運営のあり方を検討していく必要がある。

給食設備の設置方法については、センター方式が、自校式より効率的な運営が可能である。しかし、本町は、町域面積が広いことから、調理時間や配送距離等から適正配置を考えるべきである。また、平成17年食育基本法の施行により、学校給食は、体の栄養を得るだけでなく、自らの健康や生活習慣の見直し、地産地消、郷土食などにより地域の農業や伝統文化を学ぶ「食育」の役割も重要であることから、今後、学校施設の統合や更新の状況等も含め、総合的に検討していくことが望ましい。

5 おわりに

本答申は、北広島町の「義務教育の目標・理念や基本的な方向性」および「具体的な教育方策」について諮問を受け、検討した結果を取りまとめたものである。

適正規模・適正配置方策の検討は、全国的にも小・中学校の小規模化への対応として取り上げられることが多くなっている。本委員会では、本町の適正規模の基準として、地域の地理的特性、社会的特性を踏まえた上で、適正規模を「1学級の規模を20～30人」(一部地域では10人)とした。これは、国が定める基準や、他都市事例等と比べ、少ない規模であるが、本町の実態や、将来の動向を踏まえて、適正規模を判断した本答申の特徴である。

4地域で実施した地域説明会においては、今後の適正配置は、学校、地域、保護者など関係機関、関係者との連携を十分に図りながら進めるべきであるとの意見を多くいただいた。

今後、義務教育の振興に取り組むにあたっては、保護者、教職員など学校関係者や地域住民との対話がこれまで以上に必要と考える。特に、適正配置の問題等については、行政機関は可能な限り、考え方についての説明を行うとともに、住民の意見に耳を傾けていただきたい。

この答申を機に、住民の義務教育への関心が高まり、学校と住民、地域、行政がよりよい関係を築きながら、北広島町らしい特色ある義務教育を展開されることを期待したい。